

新成人を狙った悪質商法にご注意を

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

若者に多い消費者トラブル

- ★副業・情報商材やマルチなどの『もうつけ話』
- ★エステや美容医療などの『美容関連』

アドバイス

- ★「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- ★友人や知人から勧誘されても、必要のない契約はきっぱり断る。
- ★その場で契約・施術をしない。
- ★サービスの施術前にリスク等の説明を十分に受けて検討する。



不安なときやトラブルになった場合、早めに射水市消費生活センターへご相談ください！



問合せ先

射水市消費生活センター（生活安全課内）
 月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974
 富山県消費生活センター高岡支所
 （高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F）
 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777
 消費者ホットライン ☎188



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めることができます。（追納）

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納のお申込みは市役所またはお近くの年金事務所でお願ひします。

問合せ先

保険年金課 ☎51-6628
 高岡年金事務所 ☎21-4180
 （音声案内②番↓②番）

令和4年度に追納する場合の額

| 年 度 | 当時の保険料額 | 追納額 (加算後の金額) |
|-----------|---------|-----------------|
| 平成24年度の月分 | 14,980円 | 15,220円 |
| 平成25年度の月分 | 15,040円 | 15,190円 |
| 平成26年度の月分 | 15,250円 | 15,340円 |
| 平成27年度の月分 | 15,590円 | 15,670円 |
| 平成28年度の月分 | 16,260円 | 16,330円 |
| 平成29年度の月分 | 16,490円 | 16,540円 |
| 平成30年度の月分 | 16,340円 | 16,370円 |
| 令和元年度の月分 | 16,410円 | 16,430円 |
| 令和2年度の月分 | 16,540円 | 16,540円 |
| 令和3年度の月分 | 16,610円 | 16,610円 |

加算額は、ありません。



出張年金相談

事前に予約をお願いします。

- 場所：射水市本庁舎1階 104相談室
- 日時：5月17日(火) 午前10時～午後3時
- 予約：高岡年金事務所 ☎21-4180
 （音声案内①番↓②番）

※基礎年金番号の分かるものや身分証を持参ください。